新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金でお悩みの皆さまへ

（日本語）

2021.3.18

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、**償還免除の特例を設けた**緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ

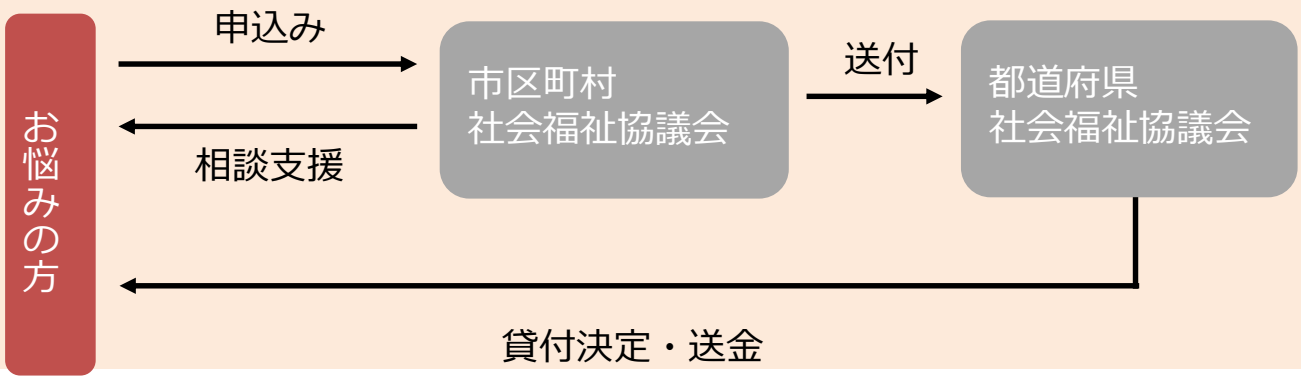

申込先　社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

電話で問い合わせ・相談してください。直接相談には来ないでください。

070-1398-1681 ／ 070-3105-3485
080-9190-5476 ／ 090-6088-4507
080-9190-2546 ／ 080-7998-2206
080-4478-5025 ／ 090-6071-5795

受付時間（平日　9:00～16:00）※上記連絡先は令和3年6月末までとなります。

※通訳の支援が必要な方は仙台多文化共生センター
「通訳サポート電話」022-224-1919（9:00～17:00）にご連絡ください。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

赤字は従来の要件を緩和したもの。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※　従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
・その他の場合、10万円以内

※　特別な場合、20万円まで借りることができるようになりました

■据置期間

１年以内

※　従来の２月以内とする取扱を拡大。
※　令和４年３月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和４年３月末まで延長。

■償還期限

２年以内

※　従来の１２月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

仙台市社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※　従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

・（二人以上）月２０万円以内
・（単身）　　月１５万円以内

貸付期間：原則３月以内

■据置期間

１年以内

※　従来の６月以内とする取扱を拡大。
※　令和４年３月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和４年３月末まで延長。

■償還期限

１０年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

仙台市社会福祉協議会

※外国籍の方は、在留資格が「一般永住者」または「特別永住者」でない場合は、総合支援資金の貸付対象外です。